

須恵町避難行動要支援者管理システム
構築業務委託プロポーザル実施要領

令和7年10月1日

須恵町

1. 業務の概要

(1) 業務名

須恵町避難行動要支援者管理システム構築業務委託

(2) 業務概要

本業務は、高齢者や障がい者等の社会的弱者（要支援者）に対する日常的な支え合い体制を作り、台帳及び名簿整備や個別避難計画策定、災害時の安否確認まで行えるシステムの構築を行う。

(3) 業務内容

「別紙1 須恵町避難行動要支援者管理システム構築業務委託仕様書」のとおり。

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(6) 契約金額支払条件

システム構築費用は単年度一括契約とし、保守については、別途契約を締結する。

(7) 参加資格

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

②会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと、かつ、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。

③納付すべき国税及び地方（県・市町村）税を滞納していないこと。

④須恵町から指名停止措置等を受けていないこと。

⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者が、代表者若しくは準ずる地位に就任し、又は実質的経営に関与している法人等でないこと。

⑥過去3年以内に、本業務と同種、または類するシステム構築実績を有し、別紙2「システム機能要件一覧表」における必須機能をもれなく提案できる事業者であること。

⑦労働関連法令に違反し、官公署から摘発又は勧告等を受けていないこと。

2. 業務委託業者選定方法概要

(1) スケジュール

・質問書の受付期限	10月 9日（木）
・質問書の回答	10月14日（火）
・参加表明書提出期限	10月17日（金）
・提案書・経費見積書の提出期限	10月24日（金）
・プレゼンテーション審査	11月 6日（木） 予定
・選定結果の通知・公表	11月14日（金） 予定

(2) 提案に関する質問及び回答

本提案に関する質問がある場合は、下記に電子メールで質問書を提出すること。

- ・提出期限 令和7年10月 9日（木）17時まで（必着）
- ・提出先 総務課 担当：川上
- ・電子メール bousai@town.sue.lg.jp

なお、件名は「須恵町避難行動要支援者管理システム構築業務プロポーザルに関する質問」とすること。

※質問は質問書により行い、質問箇所を特定できるようにすること。

※回答については、町ホームページに掲載する。なお、質問のあった事業者名は公表しない。

※質問書送信後、担当者に電話で受信の有無を確認すること。

※電話や担当窓口訪問による口頭での質疑は、一切受け付けない。

(3) 参加表明書の提出

本提案への参加を希望する者は、参加表明書（様式第1号）、誓約書及び同種業務実績確認調書を、持参または郵送し、提出すること。期限までに参加表明書等の提出がない者からの提案は受け付けない。

- ・提出期限 令和7年10月17日（金）17時まで（必着）
- ・提出先 〒811-2193 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵771
総務課 担当：川上
- ・提出部数 参加表明書（様式第1号） 1部
誓約書 1部
同種業務実績確認調書 1部

(4) 提案書、経費見積書等の提出

提案書、経費見積書については、持参または郵送し、提出すること。期限までに提出がない場合、本提案の参加資格を失う。

- ・提出期限 令和7年10月24日（金）17時まで（必着）

- ・提出部数 提案書 1 部
 提案書（任意様式） 7 部（正本 1 部、副本 6 部）
 経費見積書 1 部
- ・提出先 参加表明書の提出先と同じ

（５） 提案書、経費見積書等の作成要領

- ①提案書は、別紙 1「須恵町避難行動要支援者管理システム構築業務委託仕様書」に基づき、別紙 3「システム提案書作成要項」に従って作成すること。
- ②提案書の内容は、提案者が責任をもって必ず履行できる内容を記載すること。
 契約後、不正や虚偽が発覚した場合は、本契約を解除するものとし、その賠償を請求することがある。
- ③提案に係る経費は、すべて提案者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- ④提案書は A 4 版で作成し、様式は任意とする。
- ⑤提案書の内容は、専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表などを適宜使用すること。
- ⑥別紙 1「須恵町避難行動要支援者管理システム構築業務委託仕様書」及び別紙 3「システム提案書作成要項」等に記載のない事項であっても、本町または本事業に資する機能等については、提案書に記載しても差し支えない。
- ⑦提案書提出後、受託候補者決定までの期間中は、提案書に記載された内容の追加・修正・削除は認めない。

（６） 経費見積書の作成要領

- ①提案上限額（システム構築費用及び 5 年間保守料の総額）
 システム構築費用 ￥ 4, 6 5 9, 6 0 0 円（消費税及び地方消費税込）
 5 年間保守費用 ￥ 1, 7 8 2, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税込）
 ※上記の金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の事業規模を示すためのものであることに留意すること。
- ②経費見積書は、別紙 1「須恵町避難行動要支援者管理システム構築業務委託仕様書」に基づき、別紙 4「見積書作成要領」に従い、経費見積書を提出すること。
- ③経費見積書に計上した費用の積算根拠を、提案事業者の任意様式で別添すること。

（７） プレゼンテーションの実施

- ①事前審査を通過した事業者は、プレゼンテーション審査に参加できる。
- ②令和 7 年 1 1 月 6 日（木）にプレゼンテーション審査を実施予定である。
- ③プレゼンテーション審査の実施にあたり、プロジェクター、スクリーン等は、すべて町で用意する。その他必要な機器については、提案事業者側で準備すること。

- ④本町では、プレゼンテーション会場においてインターネット環境を準備しない。
- ⑤プレゼンテーションは、提出した提案書の内容に沿って説明を行い、システム機能については実機を用いた実演（デモンストレーション）を行うこと。
- ⑥プレゼンテーション審査の順番については、参加表明書の提出順とし、開始時間等の詳細については、別途通知する。

（８） 審査方法

- ①審査は提案書説明（２０分）、実機によるデモンストレーション（１５分）及び質疑応答（１５分）に対して行う。
- ②町職員で構成する審査委員会を設置し、応募事業者が５者を越えた場合のみ、１次審査（書類選考）を行う。後日、２次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）を行い、１次審査及び２次審査の合計点数で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。審査の結果、順位が１位の提案者の得点が、全体配点の６０％未満の場合、優先交渉権者とせず、後日、提案公募のやり直し又は中止とする。なお、審査結果は、審査委員会として最終合議のうね一本化して確定するものとする。また、審査委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問は一切受け付けない。詳細について確認したい場合は、須恵町所定の手続きによる情報開示請求を行うこと。ただし、「須恵町プロポーザル方式取扱規程」又は情報開示の規定に基づき、公開できない情報等もあることに留意すること。

（９） 審査結果の通知

結果については、選定後速やかに全提案事業者に通知するものとする。

３．その他注意事項

（１） プロポーザル参加の辞退

プロポーザルへの参加を辞退する場合は、署名および押印された辞退届を提出すること。辞退しても、以後における不利益な取り扱いはしない。

（２） 提案の無効

- ①１事業者が、複数の提案を行ったとき。
- ②経費見積書に記載された金額が、提案上限額を超えているとき。
- ③提案事業者が、参加資格要件を満たさないとき。
- ④所定の日時及び場所に、提案に係る書類の提出をしないとき。
- ⑤提案に関して虚偽または不正行為等があったとき。
- ⑥公正な競争の執行を妨げた者、又は著しく不正の利益を得るための話し合いを行った者による提案があったとき。
- ⑦経費見積書の日付、金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文字等について

誤字、脱字があるとき。あるいは認識し難い見積、または金額訂正した見積をしたとき。

(3) 提案書、審査等について

- ①提出された書類は、審査目的以外には使用しない。
- ②提出された書類は、審査目的の範囲で複製することができるものとする。
- ③提案等その他関係書類に係る作成及び提出に要する経費、デモンストレーション及びプレゼンテーションに要する経費、その他本業務の提案に要する経費は提案事業者の負担とする。
- ④提出された書類に含まれる著作物の著作権は、提案事業者に帰属する。
- ⑤提案事業者は、実施要領等の内容や決定事項について、異議の申し立てを行うことはできない。
- ⑥本町から提示した本プロポーザルに関する資料を、本プロポーザルの提案以外の目的で使用する、第三者へ開示・漏洩することを禁ずる。また、プロポーザルにおいて知り得た本町の事業等の内容については守秘義務を課す。
- ⑦審査等に対して、異議申し立てはできないこととし、選考方法、選考内容についての問合せにも、応じないものとする。
- ⑧提案書に記載した本事業に携わる技術者等は原則として事業完了まで従事することとする。ただし事業の目的を果たせないと本町が判断した場合は、技術者等の変更を求めることがある。
- ⑨提案内容に基づき選考するが、委託業務内容は、本稼働までの協議によって変更を求める場合がある。また、契約金額については、採用された提案事業者との協議を経て決定する。
- ⑩提案事業者が1者のみの場合でも審査を実施し、配点合計における60%以上の得点を獲得した場合に限り、受託候補者として選定する。

以上